

注釈・資料編

2. 子どもの定義（第1条）

【注2-1】

国際人権（社会権）規約第10条第3項は、児童及び年少者のための特別な保護を、自由権規約第24条第1項は、未成年者としての地位に必要なとされる保護措置を保障している。国内法は18歳を超えた人に対しても、条約の視点で、少年司法、飲酒・喫煙、消費者被害防止、児童福祉の対応の延長をはじめとする多くの特別な待遇を行っており、それは18歳にならない子どもについて条約の原理を拡げるのにも貢献している。当連合会の「民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書」（2017年2月16日）は、成年年齢引下げによって18歳、19歳の若年者の消費者被害が拡大することへの懸念を示している。

【注2-2】

刑法第179条

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第176条（注：強制わいせつ罪）の例による。

2 18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第177条の例による。

3. 一般原則

【注3-1】

第2回委員会最終見解パラ25。

【注3-2】

民法第787条

子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

【注3-3】

2013年12月6日 日本弁護士連合会「婚外子の法定相続分についての民法改正に関する会長声明」参照。

【注3-4】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

【注3-5】

- ① そもそも子どもへの差別を禁止する包括的法はない。
- ② 両性の平等については、政府は、1985年に女性差別撤廃条約を批准し、既に7回その実施について、政府報告書を提出し、審査を受けている。差別禁止法については、1999年に、男女共同参画社会基本法を制定しただけで、制定されておらず、女性の参画も期待された成果を上げていない。
- ③ 外国人（無国籍を含む）の子ども、民族的少数者、移民、難民の子どもなどについては差別を禁止する法はない。外国人の就学・民族学校・出入国での退去強制・親子分断については、「9. 特別な保護措置（1）」の項参照。
- ④ アイヌの人々については、1997年5月8日、北海道旧土人保護法を廃止し、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律が制定（1997年5月14日成立）されたが、経済的格差・教育的格差などの構造的な差別は残されている。「9. 特別な保護措置（2）」の項参照。

【注3-6】

- ① 両性の平等については、国連女性差別撤廃委員会から、見直しを求められている固定的性的役割分担意識と、「男らしさ」「女らしさ」の定型化された観念を子どもに植え付け、助長する記述が、検定教科書に、今なお多く描かれており、女性差別をすすめるものとなっている。
- ② 母子家庭への援助の法制において、児童扶養手当受給の所得制限が拡大され、母子家庭についての援助が後退し、寡婦控除が非婚の母には適用されないなど、母子家庭については援助に消極的な政策が継続されている。「7. 障がい、基礎的な保健及び福祉（6）」参照。
- ③ パラ31は、最終見解パラ33の教育基本法第5条の廃止についての指摘は、歴史的経緯と事実関係を、正しく踏まえたものではないと非難しているが、この非難は、根強い女性差別が残存する中で、教育基本法第5条が、差別的慣行の減少に貢献してきたことを無視するもので、差別的慣行を維持し温存させるものである。
- ④ 外国人、民族的少数者、移民、難民の子どもについては、国連の人種差別撤廃委員会から、ヘイトスピーチが広がっていることへの懸念が表明されている（日本政府の同委員会に対する7・8・9回定期報告に関する最終見解11）が、政府報告はこれに対応する取り組みには触れていない。また日本国籍を持たずに長期に日本に居住する者の公職参加の道を閉ざすことが、社会的差別をもたらす原因となっているが、その解消の取組はほとんどない。2016年10月18日沖縄県東村高江周辺の米軍北部訓練場内のヘリパッド建設現場で、抗議する人々に対し、大阪府警の機動隊員が「土人」や「シナ人」と発言し社会的差別を煽っている。そしてその他社会認識の誤りを改めるためのキャンペーンは十分ではない。「9. 特別な保護措置（1）（2）」の項参照。

【注3-7】

最終見解37に応じて2016年6月に改正された児童福祉法の規定は以下のとおりである。なお、「6. 家庭環境及び代替的な監護」参照。

第1条 「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に育成されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」

第2条 ①「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければ

ならない。」②「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」③「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」

第3条 「前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理である、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」

【注3-8】

児童福祉法（2016年改正）第1条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

【注3-9】

（法制について）

- ① 2016年6月の児童福祉法改正では、事前に、学校・家庭における体罰の禁止が検討されていたが、しつけを認めるという他の法制に矛盾するとして実現していない。最善の利益の観点から体罰禁止を立法化すべきである。「5. 児童に対する暴力」参照。
- ② 第3回政府報告に対する当連合会意見パラ54では、2006年教育基本法及びこれに伴う関連法制の改革が、子どもの最善の利益の視点に照らして再度の見直しが必要であるとの指摘をしたが、その後見直しどころか、子どもの最善の利益を脅かす改革が続いている。

2014年6月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の独立を弱め、首長の意向を色濃く反映できるものに変えられ、その下で学校の統廃合が進み、全国一斉学力テストも定着し、教育法制は競争的に変えられ、最善の利益の優先の法制はますます後退している。「8. 教育、余暇及び文化的活動(1)」参照。

さらに家庭環境の変化が、家庭の教育力を低下させているとし、2012年12月熊本県で制定されたのを皮切りに、いくつかの自治体で、自治体が家庭教育を支援する条例制定が進み、国家レベルでも、2016年10月自由民主党で家庭教育支援法案がつくられ、保護者が子どもに生活のために必要な習慣を身につけさせるため、文科大臣の定める基本方針にしたがって、家庭教育を支援する立

法を進めようとしている。

子育ての家庭での困難に対しては、最終見解50、51は、子どもの最善の利益を基盤に、家族を支援し強化することを勧告している。国や自治体が家族や子どもを指導して保護者が子どもに習慣を身につけさせるという発想は、子どもの最善の利益を基盤にするものではなく、子どもと家庭の困難を増大させるだけである。

- ③ 少年法制においては、2000年改正に続いて「最善の利益」を後退させる改革が進み、2016年4月少年法改正では、保護手続への検察官関与が広げられ、可塑性に富み改善更正が期待されるとして、軽減されていた少年に対する刑罰の重罰化がすすみ、現在では、年長少年を刑事裁判に委ね、戦後少年の立ち直りに成果を挙げてきた、家庭裁判所の解体にもつながる試みが続いている。これについては、「9. 特別な保護措置（4）」の項を参照されたい。
- ④ 保育については、2015年8月22日子ども子育て支援法制定に伴い児童福祉法が改正され、保育の量を確保するために、質をおざなりにした改革がすすみ、保育事業が複雑化し、子どもの安全が脅かされる事態が進んでいる。詳細は「7. 障がい、基礎的な保健及び福祉（6）」を参照されたい。

【注3-10】

(運用の状況について)

- ① 家庭においては、虐待は一向に減らず、増加傾向にあり、2017年度中に、全国208か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は103,260件で、これまでで最多の件数となっている。
- ② 保育については、待機児童数は、増加を続けている。待機児童の増加の下で、基準を満たさなくてもいい認可外保育施設は、増加している。施設内事故も多発している。「7. 障がい、基礎的な保健及び福祉（6）」参照。
- ③ 子どもの相対的貧困は、若干の改善を見せたが、貧困の子どもは依然として7人に1人であり、国際的水準に照らし重大な状況が続いている。「7. 障がい、基礎的な保健及び福祉（6）」参照。
- ④ 少年法第61条が「その者が本人であることを推知できるような記事等を掲載してはならない」としているのに、実名で報道されることも少なくなってきたおり、さらにはインターネットを通じて実名が広く知られることも増えてきている。これには有効な対処がなされておらず、最善の利益を優先を徹底・確保させるための工夫はみられない。「9. 特別な保護措置（4）」を参照されたい。
- ⑤ 東日本大震災及び福島原発破壊による放射能被害については、多くの子どもた

ちが、生存・成長・発達にかかわる被害を受け、事故から7年経過した現在、生育した地域に帰れない子どもや、がんへの罹患が疑われる子どもが多数残存している。

【注3-11】

(パラ36について)

ユース特命報告員については、「8. 教育、余暇及び文化的活動」参照。さらに主体は、パラ37は、有識者の検討会であり、パラ38は、学校であり、パラ39は、児童相談所であり、パラ40、41、157は、家庭裁判所であり、パラ42は、人権擁護機関であり、パラ43は、少年院・少年鑑別所・刑事収容施設であり、いずれも子どもではない。

意見が考慮される保障はない。一般的意見12のパラ8は、子どもの意見が正当に重視されるための適切な方法を求めており、同パラ11は、子どもが意見を聞かれる権利が行使できるような環境を提供し、同16は、子どもには意見を述べることができる情報が及び助言を受けることが確保されていなければならないとしている。子どもの意見が聞かれるだけでは、正当に重視されることにはならない。なおパラ40に関連して、民事訴訟においては、自ら行為することは許されていない。民事訴訟法第31条は「未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。」と規定している。「2. 子どもの定義(5)」参照。

【注3-12】

(パラ38について)

校則の制定、カリキュラムの編成については、子どもの意見を表明する権利の対象になる事項ではないとし、学校運営が子どもの意見を基盤とする、最善の利益優先の原則が保障される体制を否定している。学校運営に子どもが参加するしくみを備えた学校はほとんどない。学校では一方的に定められた校則に従うことが、体罰を伴う懲戒などにより強要される事例も多い。教科においても、教育の目的を定め、政府が一方的に検定した教科書による、学習が定着し、道徳の教科化が実現化し、その中で、いじめ、不登校、校内暴力、自殺、引きこもりが増えている。なお運用については、7の(運用の状況)②参照。この点については、詳細は「8. 教育、余暇及び文化活動(1)」参照。

【注3-13】

最終見解パラ85は、「一般的意見10を考慮しつつ、少年司法制度の機能を再検討することを要請し」ており、その一般的意見10のパラ77は、「子どもに終身刑を科すことは、釈放の可能性があったとしても、少年司法の目的の達成を、不可能ではないにせよ非常に困難にする可能性が高いことを踏まえ、委員会は、締約国に対し、18歳未満の者が行った犯罪についてあらゆる形態の終身刑を廃止するよう強く勧告」している。無期徒刑については、すでに2000年改正以前は、「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、……無期徒刑をもって処断すべきときは、10年以上15年以下において、懲役又は禁錮を科する。」として、すべて有期刑に緩和され（改正前少年法第51条）、3年を経過すれば仮釈放の対象とされていた（第58条第1項第2号）。それが2000年改正では、「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期徒刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。」（第51条）として、有期刑は選択できるだけになり、必要には緩和されなくなった。緩和されない無期徒刑については7年を経過しなければ仮釈放はできない（第58条第1項第1号）。そして少年の短期と長期を定めて言い渡す不定期刑の仮釈放の運用は、短期の刑期の経過前に仮釈放となったものは、1986年では41.4%だったものが、2011年では、2.2%に減少し、逆に長期の刑期の80%以上を越えなければ仮釈放にならない者は、16.7%から80.4%へと増え、厳罰化が進んでいる（法制審議会少年法部会2012年10月15日会議・法務省配布資料4）。さらに、2014年4月の改正は、無期徒刑の緩和刑である懲役・禁錮の刑期の上限を上げて重罰化している。ちなみに1923年施行された大正少年法では、無期懲役は、死刑とともに少年にふさわしくない刑として、共に有期刑に緩和されていた。

【注3-14】

なお、2017年4月作成の自殺総合対策大綱のあり方に関する検討会報告書では、「小学生・中学生の自殺は、家庭生活、学校生活に起因するものが多く、高校生の自殺は、学業不振、進路に関する悩み、うつ病に起因するものが多い……」とされている。2011年10月大津市の中学生が、いじめを苦にして自殺する事件、2015年12月には広島県府中市の中学生が誤った記録により進学が断られたことを苦にして自殺する事件が起こっている。

【注3-15】

2017年1月益田市で、2016年11月千葉市で、2016年10月横浜市

と上越市で、集団登校中の児童の列に車両が侵入、児童と付添人が死傷する事故が続いている。2017年4月千葉県で登校中の小学3年の女兒が殺害され、保護者会会長が逮捕される事件が起こっている。

【注3-16】

日本スポーツ振興センターでは、「学校」事故について、死亡事故、障害事故の内容を整理し、冊子にして配布し学校の管理下での事故災害についての研究資料としての活用を期しているが、「学校」現場では、これに学び事故を避ける取組はほとんど行われていない。2011年3月11日、東日本大震災による大津波が発生した際、宮城県にあった大川小学校では、川から離れて高台への避難を呼びかける行政の働きかけにもかかわらず、指導する教師の指示で、川の方向に避難したため、74人が死亡する大事故が発生している（全校児童数は105人。仙台地方裁判所2016年10月26日判決）。

【注3-17】

2011年3月11日の東日本大震災・福島原発事故で被災した被害者は、同年10月26日現在で、死者15,829人、行方不明者3,725人に及んでいる。この中には多数の子どもが含まれている。また241人の孤児が生じ、そのほとんどが親族、あるいは里親制度の利用により家庭的養育環境のもとで生活している。さらに、この震災に伴う原発事故の発生などのため避難生活が長期化する家族があり、被災に伴う生活環境の激変が家族にストレスをもたらすこともあって、被災後の児童虐待相談対応件数が増加している。また長期間のケアが必要な、児童の精神的・身体的な健康問題について、現在の対応は十分とは言えない。より手厚い継続的な措置を講ずることが不可欠である。

【注3-18】

2015年10月7日付け復興庁「震災で親を亡くした子どもへの支援の状況について」によれば、2015年3月現在の震災孤児241人中、震災発生前からの入所児童2人を含む6人が児童養護施設に入所したが、親族による引受け等が67人、親族里親・養育里親委託が合計168人とされている。

【注3-19】

内閣府「2013年版 少子化社会対策白書」によれば、被災後である2012年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、福島県で311件（前年度比

20%増), 宮城県で1322件(同14%増)と増加し, 岩手県で382件(同0.3%増)となった。

4. 市民的権利及び自由(第7条, 第8条, 第13条~第17条)

【注4-1】

民法

(嫡出の推定)

第772条 妻が婚姻中に懐胎した子は, 夫の子と推定する。

2 婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は, 婚姻中に懐胎したものと推定する。

【注4-2】

2015年10月29日初等中等教育局長通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」

【注4-3】

教育基本法

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は, 教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は, 特定の政党を支持し, 又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

【注4-4】

2015年3月4日 学校における補助教材の適正な取扱い

【注4-5】

2007年警察庁次長依命通達「少年警察活動推進上の留意事項について」

第5 犯罪少年事件の捜査 4 取調べ (2) 立会い等

「少年の被疑者の取調べを行う場合においては, やむを得ない場合を除き, 少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせることに留意するものとする。これは, 少年に無用の緊張を与えることを避け, 真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものである。したがって, 適切と認められる者であるかどうかは, あくまで少年の保護及び監護の観点から判断される

ものであり、少年を保護又は監護する者と通常いえない者は含まれない。適切と認められ得る者の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。保護者その他適切な者の立会いについては、個別の事案に即し、この趣旨に沿って対応すべきものである。」

5. 子どもに対する暴力（第19条，第24条第3項，第28条第2項，第34条，第37条（a），第39条）

【注5-1】

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」改訂（2013年8月）

「体罰は子どもにとって効果がないばかりか、悪影響をもたらす不適切な行為である」と加筆。

【注5-2】

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（2016年5月）

「児童虐待を防止し子どもの健全な育成を図るため、子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神あるいは発達に様々な悪影響を及ぼし得るため基本的には不適切であることを周知徹底するなど、体罰によらない子育てを啓発すること。また、今日の家族を取り巻く状況の把握に努めるとともに、国際社会における議論の動向等を踏まえ親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること。」

【注5-3】

厚生労働省の2016年度科学研究費補助金を受けて作成されたリーフレット「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」（2017年5月発行）には、以下の記載がある。

・「体罰・暴言は子どもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。」（Tomoda A et al., Neuroimage, 2009）（Tomoda A et al., Neuroimage, 2011）。

・「体罰は百害あって一利なし。子どもに望ましい影響などもたらしません。」（Gershoff ET, Grogan-Kaylor A, J Fam Psychol. 2016）。

・「既に子どもへの体罰等を法的に全面禁止している国は世界50か国以上！国連「子どもの権利条約」では、締約国に体罰・暴言などの子どもを傷つける行為の撤廃を求めています。」

・「愛の鞭をやめて、子どもを健やかに育みましょう。」

【注5－4】

第16回健やか親子21推進協議会総会（議事録）（厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課：2017年3月）厚生労働省児童家庭局母子保健課長

「スウェーデンでは、先ほどの嘆いていた国ですが、体罰について取組が進められてきました。学校での体罰を禁止したのが58年。66年には親子法という法律の中で、日本の民法と同じようにたたく権利というのが保障されていたんですが、それが66年に削除をされ、79年にはそれを明確に禁止しています。こういうようなことが規定されているわけです。「体罰にも、その他いかなる屈辱的な取扱いにも、遭わされてはならない」とされています。これはスウェーデンだけではなくて、50カ国を超える国で体罰についてはゼロトラレンスト、一切認めないという考え方の国が、それだけ出てきているということです。その結果どうなったか。スウェーデンでは、40年ぐらいの経過の中で、実際に体罰を使用するっていうのが9割を超えていたのが、今では1割強ぐらいということで、9分の1ぐらいに減っているわけです。これと同じようなことを、ポピュレーションアプローチでしっかりと取り組み、また成果を上げることができれば、日本のこの虐待の問題、大きく変えることができるんじゃないかなと。今の段階では、期待として申し上げますけれども、ぜひこの第2次計画の中でしっかりと成果を上げて、この児童虐待相談対応件数のグラフが下がるというようなところを10年後、20年後に見たいなということ強く願っているところです。

あと、これは昨年、児童福祉法等が改正されました。そのときの附帯決議ですけれども、「体罰によらない子育てを啓発すること」、これ、国会のほうからもわれわれ注文を受けているところです。また、「親権を行う者の懲戒権の行使の在り方について検討すること」。これが附帯決議として、参議院の厚生労働委員会だったと思いますけれども、こういう注文が付いてまして。これは宿題事項ですから、しっかりと取り組まなければならないと思いますし、母子保健の課題としてしっかりと成果を上げていきたいと思っています。」

【注5－5】

朝日新聞紙上調査（2010年8月21日）回答者3,729人の親親の58%が子への体罰は必要、65%が実際に体罰を与えたことがある。

【注5－6】

UPR第2回日本政府報告書（2012年7月）10頁。

「民法は、親権者は必要な範囲で子を懲戒することができるものとしている（第8

22条)が、これは親権者が、子の監護上、子の非行や過誤を矯正し、これを善導するために必要かつ相当な範囲内で、子を懲戒することを認めたものであり、体罰とは異なる概念である。」

【注5-7】

国会での法務副大臣の答弁（2017年5月26日）

「2000年の衆議院の青少年問題に関する特別委員会におきまして、当時の民事局長が、場合によっては懲戒には体罰が含まれること、そして、それが子の監護上必要かつ相当なものとするべきかどうかは、その社会、時代の健全な常識により判断されるべきものという趣旨の答弁をしております。」「仮に、およそ子に対する有形力の行使は体罰であると捉えた場合には、体罰が懲戒権の範囲に含まれることはない」と断定することは困難と思います。」

【注5-8】

学校教育法11条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

【注5-9】

第3回政府報告（2008年4月）

（児童福祉施設における体罰）

258. 児童福祉施設の施設長については、従来より、児童福祉施設最低基準（1948年厚生省令第63号）（第9条の3）において体罰等懲戒に係わる権限の濫用の禁止規定を設けている。（中略）体罰等懲戒権の濫用に当たる行為の禁止の基準を示し、関係者に徹底している。」

【注5-10】

第3回最終見解（2010年）後の国連条約機関等からの最終見解

○UPR第2回最終見解（2013年3月，147．126）

「全ての状況における体罰を明示的に禁止すること。（ハンガリー）」

○拷問禁止委員会第2回最終見解（2013年5月，23項）

「締約国は、法律によって、あらゆる場面における、子どもに対する体罰及びあらゆる形態の品位を傷つける取扱いを明確に禁止するべきである。」

【注5－11】

2016年3月、厚生労働省社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告（提言）（4頁）において「体罰など子どもの心身への侵害のある罰を禁止する。」ことが提言された。

【注5－12】

「文部科学省による体罰の実態把握について」

- ・2011年度は、公立の教員処分数のみの報告で404件（懲戒処分126件，訓告等278件）である。
- ・2012年度の国公立の合計は6,721件であり，そのうち公立は児童生徒や保護者への調査も行った報告（第2次報告）で5,415件である。
- ・2013年度の国公立の合計は4,175件であり，そのうち公立は教員処分数のみの報告で3,953件（懲戒処分410件，訓告等3,543件）である。
- ・2014年度の国公立の合計は1,126件であり，そのうち公立は教員処分数のみの報告で952件（懲戒処分234件，訓告等718件）である。
- ・2015年度の国公立の合計は890件であり，そのうち公立は，教員処分数のみの報告で721件（懲戒処分174件，訓告等547件）である。

【注5－13】

「体罰実態調査の在り方を考える－桜宮高校体罰事案から学ぶもの－」（参議院文教科学委員会調査室）（「立法と調査」347号，2013年12月）

「今回の体罰実態調査は，児童生徒や保護者へのアンケート調査を実施したことで，これまで見過ごされてきた軽微な事案が報告され，体罰件数が大幅に増加した。一方，自治体ごとに調査手法に差が見られることから，正確な実態把握となっていないことも指摘される。」（102頁）

「小学校で約6割の体罰が授業中に発生している一方，中学校及び高校では，約4割が部活動中の体罰で，授業中は2割余りであった。被害の態様については，いずれも「素手で殴る」ケースが被害の約6割を占め，「蹴る」が約1割，「殴る蹴るなど」「棒などで殴る」が続いた。また，8割超のケースで，被害児童生徒に傷害はなかったが，骨折や捻挫などを負わせた教員が37人，鼓膜を損傷させたものが47人いた。」（106頁）

「体罰がなくなる理由について，下村文部科学大臣からは，①教員が感情的になり，体罰により自覚を促すとの動機で体罰に及ぶこと，②この程度であれば許

されるだろうとの思い込み，③運動部活動において，体罰を厳しい指導として正当化するというような誤った認識が，義家文部科学大臣政務官からは，体罰は一定程度必要であるとする消極的体罰容認論が蔓延していることが，背景として示された。」（109頁）

「それまでの体罰に関する統計である文部科学省の「公立学校教職員の人事行政状況調査」では，体罰による懲戒や訓告処分を受けた教員数を集計しており，その処分件数はここ10年間，約400件前後を推移してきた。しかし，このような処分された教員数により実態を把握する手法では，今回の桜宮高校体罰事案のように，教育委員会が体罰として認識していなかった事例を拾い上げることができない。また，今回の調査で体罰件数が7倍に増加したように，児童生徒，保護者の間でしか認識されていない体罰も相当数存在することが伺える。下村文部科学大臣も，記者会見の中で，従来の調査が形骸化していた可能性を指摘しており，現場の実態を的確に把握し，教育現場の意識改革につなげるためにも，今回のような綿密な調査を今後も続けていくべきであろう。」（109頁）。

「平成23年度に2名であった体罰教員数が，24年度には382名に膨れ上がった大分県では，全ての児童生徒，保護者，教職員にアンケートを実施し，各学校に体罰調査委員会を設置して軽微なものまで報告させた一方，体罰教員数が最も少ない14名であった福井県ではアンケートを実施せず，教職員への聞き取りの徹底により対応した。地域ごとに実態把握に差が生まれないよう，文部科学省が調査手法等について，より具体的な基準を示すべきであろう。」（110頁）

「児童生徒の問題行動に対する体罰については，学校教育法第11条で明確に禁止されているにもかかわらず，いまだに世論調査等で「消極的体罰容認論」が存在すること等が，体罰に関する議論を混乱させてきた。法律で定められている以上，体罰は，「どこまで」許されるものか，ではなく，「ダメなことはダメ」であるもので，体罰論議の中ではこの点を見失ってはならない。その上で，体罰禁止の意識の徹底や，かっとなったときに感情をコントロールする方法を身につけるアンガーマネジメント等を教員研修に取り入れる等の対策を講じていくことが求められる。

一方，運動部活動における体罰には，スポーツ指導における単なる暴力が混在しており，これに対しては，顧問教諭が，スポーツ指導者としての正しい指導法を学び，必要な指導能力を身につけることが求められる。現在顧問教諭の研修として，公益財団法人日本中学校体育連盟等による顧問研修会等があるが，こうした施策の更なる拡充や，スポーツ指導者としての資格取得を求めていくことも考えられよう。」（111頁）

6. 家庭環境及び代替的な監護（第5条，9～11条，18条1項・2項，20条，21条，25条，27条4項）

【注6－1】

児童福祉法第2条第3項 国及び地方公共団体は，児童の保護者とともに，児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

同法第3条の2 国及び地方公共団体は，児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう，児童の保護者を支援しなければならない。ただし，児童及びその保護者の心身の状況，これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し，児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう，児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう，必要な措置を講じなければならない。

【注6－2】

東京高等裁判所2016年1月25日判決（被告である市が原告の子の認可保育園への入所につき不承諾とする処分をしたことが違法であるとして，原告が被告に対し，認可保育園に入所した場合に公費負担される保育費用の一部について損害賠償の支払を求めた）等多数。

国は待機児童解消に向けて保育の受け皿整備等に取り組んでおり，2011年4月に2,184,396人だった保育の受け皿が，2016年4月には2,559,465人に増加したが，保育の申込者数も2011年4月の2,324,468人から2016年4月には2,722,942人に増加しており，待機児童数は増加している（2017年4月25日 厚生労働省経済・財政一体改革推進委員会第20回 社会保障ワーキング・グループ「待機児童解消に向けた取組」資料）。また，保育士の給与の引上げが不十分である，自治体による保育園の認可が厳しい等，課題が残っており，待機児童の解消に向けてなすべきことは多い。

【注6－3】

2017年改正児童福祉法第33条5項 前項の規定（2か月を超え必要があると認めるとき）により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては，児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき，及び引き続き一時保護を行おうとするときごと

に、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただし、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該児童の親権者に係る第三十三条の七の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合は、この限りでない。

【注6－4】

児童福祉司の1人あたり児童虐待事案担当件数は、2015年の厚生労働省の調査によれば、平均40ケースとされている。

【注6－5】

2016年8月18日最終改正の児童福祉施設最低基準では、例えば児童養護施設における基準は以下のとおりとされている。なお、職員配置については日本の労働基準法制からすると、子どもの人数に3を乗じた員数が、時間ごとに児童の世話をしている人数となる。

第41条 第1項 児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。第42条第6項 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

【注6－6】

厚生労働省「平成26年度における被措置児童虐待への各都道府県市の対応状況について」による同年度の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数。

【注6－7】

児童福祉法の定義上、施設内の子どもの権利擁護において問題とされている児童間の暴行や性行為に適切な対応をしないことは、被措置児童に対するネグレクトとされているが、厚生労働省「平成26年度における被措置児童虐待への各都道府県市の対応状況について」によれば、ネグレクトの件数は、他の形態のネグレクトも含めて2009年度から2014年度までの各年度で4件、3件、2件、3件、2

件、5件と極めて少ない。これについて①「他児童の虐待の放置（ネグレクト）」に関して、何をもって放置（ネグレクト）にするかという基準が明確にされておらず、関係者の主観的判断に委ねてしまっている。そのため報告する側に「なるべく、ネグレクトとみなさないような心理が働きやすくなる」可能性があること、②他児童による虐待が長期かつ深刻なものだったとしても、また繰り返し児童が被害にあっていたとしても、最終的に、どこかの時点で被害をキャッチし、なんらかの対応をすれば、放置（ネグレクト）件数としてはカウントされないことになってしまっている可能性があることなどが指摘されている（田嶋誠一（たじませいいち）「児童福祉法改正と施設内虐待の行方—このままでは覆い隠されてしまう危惧をめぐって」（社会的養護とファミリーホーム第5巻12頁））。

なお、東京都社会福祉協議会が2007年10月に実施した調査では、調査対象期間の1週間に東京都内の児童養護施設（59施設）で起きた児童間の身体的暴力は99件であった。

【注6－8】

被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況として、上記7記載の厚生労働省の発表によれば、連絡先の電話番号を伝えている自治体は81.2%、切手をはらずに送れるはがきを児童に渡している自治体は55.1%、第三者委員の連絡先を伝えている自治体は37.7%、定期的なアンケートを取っている自治体は4.3%となっている。

【注6－9】

厚生労働省「福祉行政報告例」（2016年3月末現在）によると、里親等委託率は17.46%である。また、厚生労働省の社会的養護の現況調査（2014年）によると、同年中の1か月未満の新生児の里親委託率は14.9%であり、残りは乳児院に措置されている。

【注6－10】

厚生労働省「平成25年度における被措置児童虐待への各都道府県市の対応状況について」によれば、虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が49件（56.3%）、「里親・ファミリーホーム」が13件（14.9%）等であったが、平成25年度末の、里親・ファミリーホームへの委託児童数が5629人（福祉行政報告例）、2013年10月の児童養護施設への委託児童数が28,831人（社会福祉施設等調査）であり、措置児童数の人数対比で検討すると、里親から

の虐待の方が施設内虐待より割合が高い。また、同調査において、発生の背景分析として、里親・ファミリーホームの支援体制・養育姿勢では、里親等の研修への参加や児童相談所の策定する自立支援計画を共有した養育などに課題があるとされている。

里親の研修，継続的サポート体制に関して，2014年10月現在で専任の里親相談職員を置いているのは全207児童相談所中，98にとどまる（他は兼任で職員数が1名というところも複数ある。）（厚生労働省2016年調査「社会的養護の現状について」）

【注6-11】

「児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック（児童虐待事例の家族再統合等にあたっての親支援プログラムの開発と運用に関する研究）」35頁。

7. 障がい，基礎的な保健及び福祉（第6条，第18条第3項，第23条，第24条，第26条，第27条第1項～第3項，第33条）

【注7-1】

児童福祉法施行規則

第35条 法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については，児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分並びに同令第四十二条第六項 ただし書及び第四十五条の三を除く。）を準用する。この場合において，同令第四十二条第一項 ただし書中「ただし」とあるのは「ただし，児童十人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と，同条第三項 中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

【注7-2】

種部恭子「若年妊娠とその背景」日本性教育協会現代性教育ジャーナルNO.60，3頁。厚生労働省の人口動態統計によると，14歳以下の出産数はここ20年程度の間40人～50人前後で推移している。

【注7-3】

警察庁生活安全局少年課「平成28年における少年非行，児童虐待及び児童の性的

搾取等の状況について」（2017年3月）による。2014年80件，2015年144件，2016年210件。

【注7-4】

児童扶養手当法第13条の3。

ひとり親の自立を促進すること等を目的に2002年に支給5年目以降に一部支給停止の規定が設けられたが，適用除外届の提出によりこれを避けることができるようになって事実上凍結されたとされている。しかし，適用除外届の提出のための各種疎明資料の提出が必要であり受給者に物心共に負担を与えるものであるから，この規定は撤廃されるべきである。

【注7-5】

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は，本法の施行に当たり，次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 ひとり親家庭に対しては，就業による自立に向けた就業支援，子育て・生活支援，学習支援などの総合的な取組を充実するとともに，支援を必要とするひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう，適切な措置を講ずること。
- 二 児童扶養手当の加算額を含む支給額については，ひとり親家庭の所得状況，生活実態，今後の社会経済状況の変化等を踏まえつつ，ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の趣旨に基づいて，引き続き，その在り方について検討すること。
- 三 児童扶養手当の支払方法については，地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ，ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から，支給回数を含め，所要の改善措置を検討すること。また，ひとり親家庭の自立を促す観点から，ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。
- 四 ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率が著しく低い実態を踏まえ，児童扶養手当等により生活の安定を図りつつ，子どもの学習支援，奨学金の充実等による教育費の負担軽減策等，ひとり親家庭の子どもの大学等への進学機会を確保するための総合的な取組を推進するよう努めること。
- 五 未婚のひとり親へのみなし寡婦控除の適用について，地方公共団体における実態の把握に努めること。
- 六 ひとり親家庭の養育費確保に向けた支援策を更に充実するとともに，養育費の取り決めを行うことが児童扶養手当の支給に当たっての要件ではないことについて，地方公共団体に周知徹底すること。

8. 教育，余暇及び文化的活動（第28条～第31条）

【注8-1】

ユース特命報告員 募集要項

2016年度「ユース・ラウンド・テーブル実施結果について」

【注8-2】

【参考】一般的意見12号「意見を聴かれる子どもの権利」9項

【注8-3】

文部科学省通知2013年5月16日「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」及び同別紙1「学校において生じる可能性のある犯罪行為等について」

【注8-4】

奨学金破産に関するNHK報道（2016年6月2日）

【注8-5】

平成26年度「子供の学習費調査」の結果について（文部科学省）

【注8-6】

OECDの「Education at a Glance 2016」によれば、「日本の初等及び前期中等教育の学級規模は、OECD加盟国の中でも最大規模の一つである。2014年時点で、初等教育段階の平均学級規模は1クラス当たり27人であり、これはOECD加盟国の中で2番目に多かった（OECD平均は1クラス当たり21人）。前期中等教育段階の平均学級規模は32人であり、OECD加盟国の中で最も多かった（OECD平均は1クラス当たり23人）」。

【注8-7】

文部科学省の2016年度調査によると、公立中学校の1週間当たりの平均勤務時間は63時間18分、1日平均勤務時間は平日で11時間32分となっており、これを週の労働時間を40時間とする労働基準法でみると、1週当たり、中学校教員は23時間以上（小学校教員でも17時間以上）の超過勤務となっており、10年前の調査と比べて大幅に増加していること判明した。過労死認定について厚生労

働省が示す「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できる」との基準（平成13年通知）のうち月80時間を超える時間外労働というライン（いわゆる過労死ライン）からみて、公立中学校教員の週当たり平均勤務時間63時間（週の時間外労働23時間）はこの基準を超えており、過労死ラインを超えている教員が中学では6割を超えるということが明らかになった。（教員勤務実態調査（2016年度）の集計（速報値）について（概要））

【注8－8】

精神疾患により病気休職に至る教職員は、依然として年間5,000人を超える高い人数で推移している。

なお、2015年度文科省調査に関する毎日新聞記事（「文科省調査 精神疾患で休職教員5009人 2015年度」2016年12月22日）では、「2015年度にうつ病などの精神疾患で休職した公立学校の教員が5,009人に上ることが、文部科学省の調査で分かった。全教員の0.54%で、14年度に比べ36人減ったものの、07年度以降5,000人前後で高止まりが続いている。調査結果によると、病気休職者は7,954人で、このうち6割強を精神疾患が占める。在職者に占める精神疾患の教員の割合を学校別にみると、障害がある児童・生徒が通う特別支援学校が0.66%（560人）で最も多く、中学校0.64%（1,524人）、小学校0.55%（2,237人）、高校0.37%（683人）、中等教育学校0.30%（5人）。男女別では男性0.51%、女性0.57%だった。文科省は高止まりの要因に「多忙な労働環境」を挙げる。経済協力開発機構（OECD）が13年に実施した調査で、日本の中学教員の勤務時間は週53.9時間。対象となった34か国・地域の平均の週38.3時間を大きく上回っている。授業の準備や教材研究に加え、いじめや不登校の対応、部活動などの課外指導も担い、心身ともに疲弊する教員が増えている。」としている。

【注8－9】

2016年2月1日 東京弁護士会会長声明。

【注8－10】

中高一貫校の設置者は入学時の適性検査について「学力検査ではない」と弁解するが、適性検査で問われる能力が「思考力」「判断力」「表現力」などの総合力で

あることは文部科学省も認めており、これらの能力は同省が理解する学力観と同じであることから、公立の中高一貫校で実施されている適性検査が法令違反であることは疑いようがない。

【注8-11】

東京都の中等教育学校の入試倍率。

【注8-12】

2014年8月21日付け当連合会会長声明。

【注8-13】

文部科学省によれば、2015年度における「不登校」（小・中学校に在籍する児童・生徒で何らかの理由によって一定の日数（30日）以上登校しない者のうちから、病気を理由とする者、及び、家庭の経済的事情を理由とする者）の児童・生徒数は、小学校で27,581人、中学校で98,428人とされ、小・中学校合計で、126,009人となったと報告されている（学校基本調査）。この10年ほど前である2003年度における、「不登校」を理由とする児童・生徒数は、小学校で24,077人、中学校102,149人で、小・中学校合計では126,226人であったと報告されており（同学校基本調査）、この間の子どもの絶対数の減少からすれば不登校の子どもの割合は実質的に増加している。

【注8-14】

文部科学省・2015年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（確定値）について（2017年2月）

【注8-15】

文部科学省・2014年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果について（2015年10月）の中の、いじめ認知件数及び率の2013年までと2014年・2015年の対比でも、いじめの減少は確認できない。

【注8-16】

いじめ防止対策推進法施行の後である、2013年～2015年にかけても、文部科学省調査で、いじめによる自殺とされた件数は、2013年9件、2014年

5件、2015年9件と、いじめによる自殺が相次いでいる状況にある（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」2013～15年）。

【注8－17】

2014年12月19日付け当連合会意見書

9. 特別な保護措置

(2) マイノリティ又は先住民族の集団に属する子ども

【注9－1】

北海道が2013年に実施した「アイヌの人々の生活実態について」の調査結果によれば、アイヌの人々の人口は同年現在で16,786人、世帯数は6,880であるところ、高校進学率は、居住地域平均98.6%に対して、アイヌの人々は92.6%であり、大学進学率は同平均43.0%に対して、アイヌの人々は25.8%となっている。

また、生活保護率について、居住地域平均33.1%に対して、アイヌの人々は44.8%となっている。

差別に関しては、「物心ついてから今までに、何らかの差別を受けたことがありますか。」という質問項目について、「最近6,7年」の「差別を受けたことがある」と「自分に対してはないが、他の人が受けたのを知っている」を合わせると2.4%となり、平成18年調査の3.2%と比べると0.8ポイント（率にして25%）減少している。

【注9－2】

高校無償化制度の朝鮮学校の適用除外をめぐっては、日本全国で法廷闘争となっており、現時点で下級審の判断は分かれている。

(3) 搾取の状況にある児童

【注9－3】

内閣府の経済財政諮問会が設置した「選択する未来」委員会による推計（務省労働力調査等をもとに計算。2013年3月）。2013年に6577万人である労働力は、現状を継続した状態で推移すれば、2030年には5683万人、2060年には3795万人（2013年の約58%）となるという。

【注9-4】

政府の「人身取引対策に関する取組について」（年次報告 2017年5月）による。

【注9-5】

同上。

【注9-6】

警察庁「2016年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」によると、コミュニティサイトにおける被害児童数は増加傾向が継続しており、2016年には1736人に達し、2008年に比較して約2.2倍となっている。

【注9-7】

内閣府2016年度青少年のインターネット利用環境実態調査によると、2016年のスマートフォン利用率は中学生51.7%、高校生94.8%で、インターネット利用率は中学生47.3%、高校生では92.9%に達し、いずれも過去3年連続で上昇している。

(4) 少年司法

【注9-8】

公職選挙法 2015年6月19日改正附則

第5条 家庭裁判所は、当分の間、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第二十条第一項の規定にかかわらず、年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した公職選挙法第二百四十七条の罪若しくは同法第二百五十一条の二第一項各号（漁業法第九十四条において準用する場合を含む。）に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項（漁業法第九十四条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する罪、公職選挙法第二百五十一条の三第一項の組織的選挙運動管理者等と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪若しくは同法第二百五十一条の四第一項各号に掲げる者と認める者であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した同項に規定する罪又は海区漁業調整委員会の委員の選挙の当選人であって年齢満十八年以上満二十年未満のものが犯した漁業法第九十四条において読み替えて準用する公職選挙法第二百五十一条に規定する罪の事件（次項及び第三

項において「連座制に係る事件」という。)について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第二十条第一項の決定をしなければならない。この場合においては、同条第二項ただし書の規定を準用する。
(中略)

- 4 年齢満十八年以上満二十年未満の者であるときに犯した罪に係る公職選挙法、漁業法及び政治資金規正法の規定の適用については、当分の間、少年法第六十条の規定は、適用しない。

【注9-9】

少年法第52条 少年に対して有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期の二分の一（長期が十年を下回るときは、長期から五年を減じた期間。次項において同じ。）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡す。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできない。

【注9-10】

少年法第51条

- 2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をもつて処断すべきときであつても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、十年以上二十年以下において言い渡す。

【注9-11】

産経新聞2017年5月28日付け記事

2000年改正後、検察官送致決定を受けた14歳、15歳の少年事件が17件あったことを報じている。

【注9-12】

横浜地方裁判所2016年6月23日決定

【注9-13】

家庭の法と裁判10号201頁 第42表

【注9-14】

河北新報2010年11月18日付け記事

【注9-15】

大阪地方裁判所2017年1月24日決定

【注9-16】

家庭の法と裁判10号189頁 第20の1表

【注9-17】

最高裁判所2016年6月16日判決

【注9-18】

最高裁判所2011年3月10日判決, 最高裁判所2012年2月18日判決

【注9-19】

最高裁判所2006年6月20日判決

【注9-20】

2017年8月1日現在。全国自立援助ホーム協議会発表。

【注9-21】

子どもシェルター全国ネットワーク会議発表。

【注9-22】

司法統計より抜粋

交通事件を除く一般保護事件の既済終局総人数のうち非行なしの暦年推移			
年	非行なし不処分	非行なし審判不開始	計
1980	258	255	513
1985	289	226	515
1986	233	180	413
1987	244	177	421
1988	263	150	413
1989	305	125	430

1990	233	85	318
1991	183	119	302
1992	154	80	234
1993	154	108	262
1994	118	98	216
1995	106	62	168
1996	83	63	146
1997	93	36	129
1998	94	34	128
1999	73	25	98
2000	86	17	103
2001	68	14	82
2002	87	16	103
2003	76	22	98
2004	89	43	132
2005	72	36	108
2006	59	43	102
2007	50	36	86
2008	43	18	61
2009	59	25	84
2010	47	18	65
2011	36	10	46
2012	64	13	77
2013	44	23	67
2014	50	16	66
2015	38	16	54

【注9-23】

弁護人の取調べ立会権について、国際人権（自由権）規約委員会の総括所見（2008年10月）19項は、「取調べ中に弁護人が立ち会う権利を全被疑者に保障しなければならない。」と述べている。

10. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選

択議定書のフォローアップ

11. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ

【注11-1】

CRC Committee, Guidelines regarding initial reports of State Parties to the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the involvement of children in armed conflict (UN Doc. CRC/OP/AC/1, 2001)